

団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険

元気が所得

(この保険は公益社団法人日本歯科医師会を契約者とする団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険団体契約です)

でも、もし病気やケガで働けなくなったら、どうしますか？



会 員 各 位

山口県歯科医師会
山口県歯科医師協同組合所得補償保険の更改および新規
ご加入のおすすりについて

平素より本会会務の運営にあたり格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本会では、会員各位の福祉対策の一環として、所得補償保険を取扱い、現在多くの先生にご加入いただいております。

平成13年7月1日より、日本歯科医師会の団体契約に移行し、団体割引率が30%と拡大されました。平成18年からこれまでお支払いのできなかった精神障害を補償する精神障害拡張補償特約をセットしています。詳細はP7をご参照ください。

来る7月1日に満期を迎えますが、この機会に是非ご検討いただき、加入口数の増額または新規ご加入をおすすめします。

また、所得補償保険の補完商品としての団体長期障害所得補償保険をあわせてご案内します。本商品も所得補償保険同様、精神障害を補償する精神障害補償特約をセットしています。(所得補償保険とは補償範囲が異なります。)

1年または2年の所得補償保険対象期間を超える場合に最長70歳まで所得が補償できるものになっております。その他詳細は、P6に説明がございますのでご検討をお願い申し上げます。

既加入の会員におかれましては、変更等のお申し出のない場合は、前年と同等条件の内容での継続手続きを取らせていただきますので、ご了承願います。また、所得補償保険は保険金の支払対象期間が1年コースの場合は満89歳までご加入できます(保険金の支払対象期間が2年コースの場合は満63歳まで)。

※本年度より、所得補償保険支払い象期間1年コースの継続加入年齢制限を、昨年度までの「満79歳まで」から「満89歳まで」に拡大しました。

記

申込期日：平成28年6月24日(金)まで
(随時、中途加入受付)

添付書類： 所得補償保険に加入されている先生

- ① 団体所得補償保険加入依頼書(お客さま控)
- ② 団体長期障害所得補償保険加入依頼書(お客さま控)
- ③ 新規・増減額加入依頼書(P21)
- ④ 被保険者健康告知書(別添)
- ⑤ 返信用封筒 各1部

所得補償保険に未加入の先生

- ① 新規・増減額加入依頼書(P21)
- ② 被保険者健康告知書(別添)
- ③ 返信用封筒 各1部

***前年同等条件でご加入される場合は、加入依頼書の提出は不要です。**

*現在、所得補償保険または団体長期障害所得補償保険に加入し、契約内容の変更をご希望の場合には、「新規・増減額加入依頼書」をご使用ください。

山口県歯科医師会の団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険は、万が一の病気やケガにより就業不能または就業障害となった場合の所得を補償する保険です。先生・ご家族の安心、医業経営の安定のため、ご加入をおすすめします。

安心をお届け！

山口県歯科医師会の「元気が所得」の6つの特長！

- 1 国内外問わず、病気やケガによる就業不能または就業障害となった場合の所得を補償します！
(ケガによる死亡・後遺障害の補償は「傷害特約」からのお支払いになります。)
- 2 **団体割引30%**が適用されます！
- 3 1年間無事故の場合、保険料の**20%を無事故戻し返れい金としてお返します！**
(注) 保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。
- 4 精神障害で働けなくなった場合も補償します！
(アルコール依存、薬物依存等は対象外です。また所得補償保険と団体長期障害所得補償保険では補償範囲が異なります。)
- 5 健康状態に関する**告知のみ**で加入できます！
(医師の診査は不要です。告知内容によっては、保険契約のお引受けをお断りする場合や条件付きの加入となる場合もあります。)
- 6 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガの就業不能も補償します！

<告知の大切さについてのご説明>

○被保険者健康告知書はお客様(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(P17; 注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

※保険金額(月額)は、P2下部の「所得補償保険の保険金額の設定」をご確認のうえ、お決めください。

平均月間所得額<保険金額(月額)の場合には、お支払いとなる保険金は平均月間所得額となりますのでご注意ください。

※月額補償額100万円以上は、保険金請求時に、「所得を証明する書類」等をご提出していただく場合がございます。

健康な今だから知っておきたいデータと必要補償額

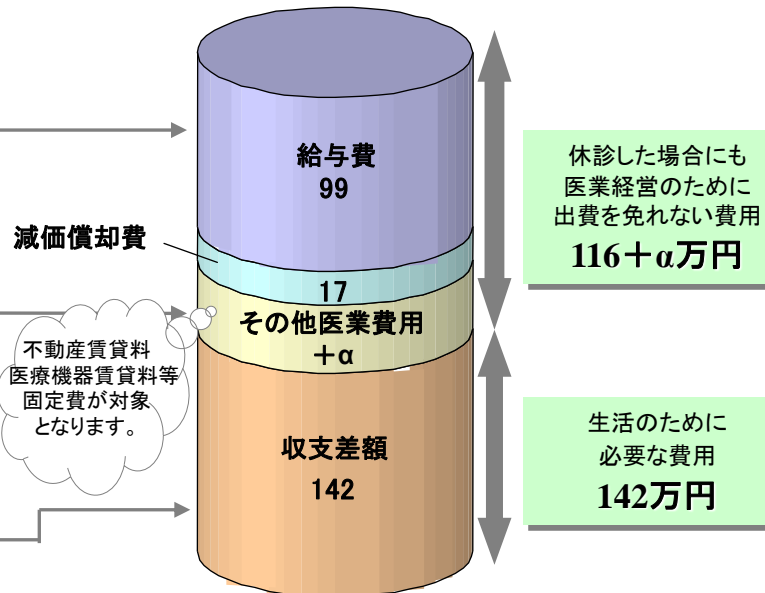
個人歯科診療所の収支状況(月)

○ 休診した場合にも必要な費用

	(万円)
I 医業収入	362
保険診療収入	312
労災等・その他診療収入	45
その他の医業収入	5
II 医業費用	220
給与費	99
医薬品費・歯科材料費	29
減価償却費	17
(再)建物減価償却費	5
(再)医療機器減価償却費	7
その他	63
III 収支差額(I - II)	142

万が一休診された場合に必要な費用は？

休診した場合に必要な補償額の例(単位:万円)



中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査(平成23年6月)」より

上記例の場合

毎月 258万円 + α の費用が必要となります。

万が一休診された場合に必要な補償額を試算してみましょう

①先生の生活のために必要な費用

万円

②医業経営のために必要な費用

給与費

減価償却費

医療機器
賃貸料

建物賃貸料

其他費用※

合計

万円

万円

万円

万円

万円

万円

※費用のうち固定費(休診しても必要になる費用)が対象になります。変動費(歯科材料費や光熱費など)は対象になりません。

①

+

②

=

必要補償額

円

所得の
平均月間額

所得補償保険の保険金額の設定

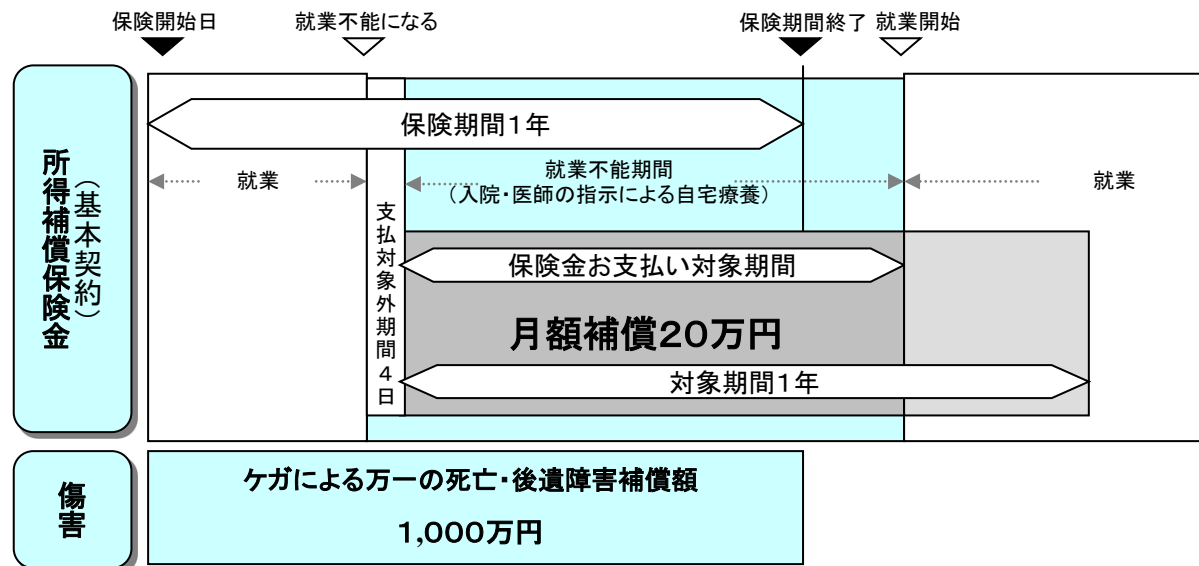
被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

所得補償保険とは？

所得補償保険のしくみ

満53歳の先生が月額20万円・支払対象外期間4日・対象期間1年間・傷害特約1,000万円
のプラン(A2型;1口)にご加入の場合 (月額保険料5,510円)

- ・保険期間中に始まった就業不能がこの保険のお支払い対象です。
- ・お仕事に復帰するまでの保険金を、ご加入時に決めた対象期間を限度にお支払いします。また端日数分は1か月を30日として日割計算します。



※保険期間中に就業不能が発生した場合、1就業不能期間に対する対象期間はA2型の場合最長1年です。
※平成16年度およびそれ以降の継続契約の保険期間を通算して1,000日がお支払いの限度となります。
(平成15年度契約までの保険金支払日数はカウントしません。)

【同一原因で再び就業不能となった場合】

○支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。

ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

* 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(P14)」以降に記載されていますので必ずご参照ください。

保険金のお支払い例

上記ご加入例で 平成28年7月5日から平成29年4月23日まで(9か月と19日間)働けなくなった場合

● 保険金お支払い対象期間

働けない期間	−	支払対象外期間	=	9か月と15日
9か月と19日		4日		

● お支払いする保険金

月額補償額	×	お支払い対象期間	=	190万円
20万円		9か月と15/30日		



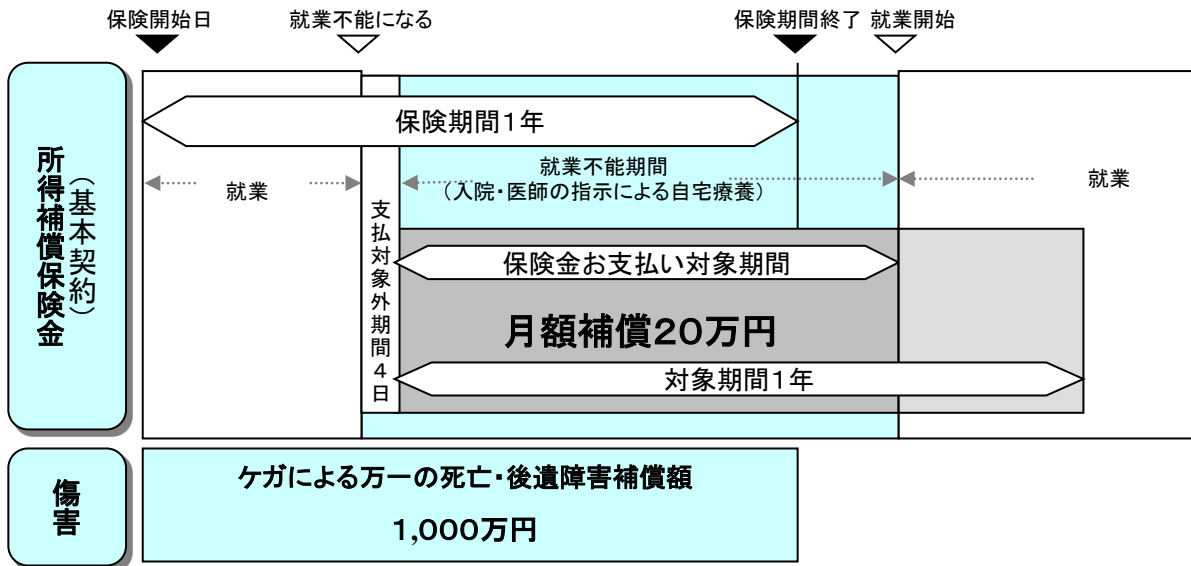
入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）とは？

**基本契約の支払対象外期間中であっても、
入院による就業不能の場合に保険金を支払う特約です。**

満53歳の先生が月額20万円・支払対象外期間4日・対象期間1年間・傷害特約1,000万円のプラン(A2型:1口)にご加入の場合

特約をセットしなかった場合

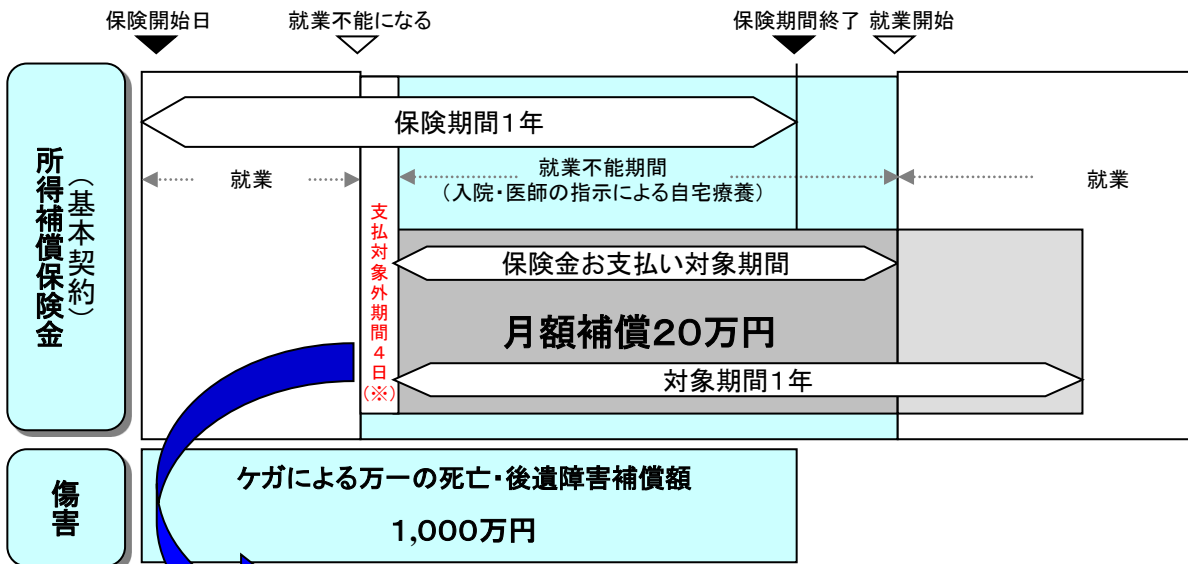
(A2型1口 月額保険料5,510円)



入院により就業不能状態になった場合でも**支払対象外期間が4日間発生し、5日目以降の就業不能に対して保険金をお支払いします。**

特約をセットした場合

(A22型1口 月額保険料6,110円)



(※)入院により就業不能状態となった場合は「支払対象外期間4日」の間の入院期間についてもお支払いの対象となります。

入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日） （所得補償保険にセット）

保険金のお支払い例

前頁ご加入例で 7月5日から入院し、7月13日まで(9日間)働けなくなった場合

特約をセットしなかった場合

●保険金お支払い対象期間

働けない期間	−	支払対象外期間	=	5日
9日		4日		

●お支払いする保険金

月額補償額	×	お支払い対象期間	=	約3万3千円
20万円		5日/30日		

特約をセットした場合

●保険金お支払い対象期間

働けない期間	−	支払対象外期間	=	9日
9日		0日		

●お支払いする保険金

月額補償額	×	お支払い対象期間	=	約6万円
20万円		9/30日		

上記の例でも、特約をセットした場合は、
短期入院の際の受け取り保険金額の違いがあらわれます。

厚生労働省大臣官房統計情報部『患者調査』（平成27年）によると、
全退院患者のうち、入院期間7日未満の患者が全体の42%をしめています。

短期の休業に対し、手厚く補償を提供する内容となっております。
ぜひ特約をセットしたプランのご加入をご検討ください。

新たに本特約をセットしたプランをご選択の場合は、告知書の提出が必要となります。
ただし、告知内容によっては、お引き受けできないことがありますので、ご了承ください。

<告知の大切さについてのご説明>

○被保険者健康告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

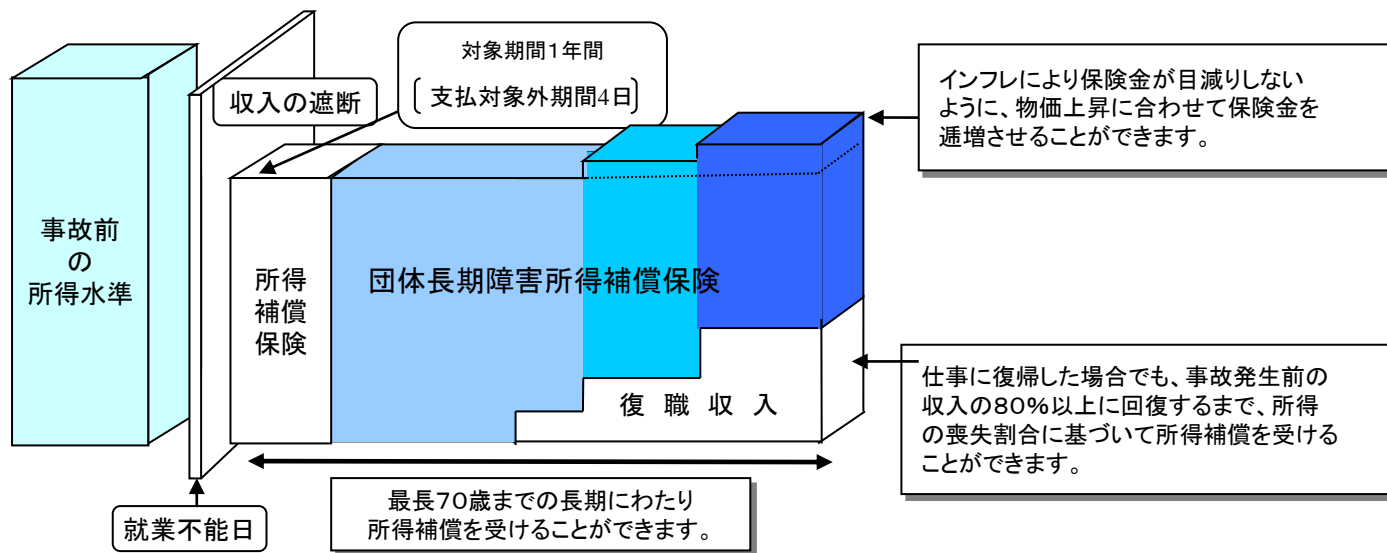
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(P17:注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

この保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間(4日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。

なお、入院による就業不能時追加補償特約をセットした場合、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

団体長期障害所得補償保険とは？

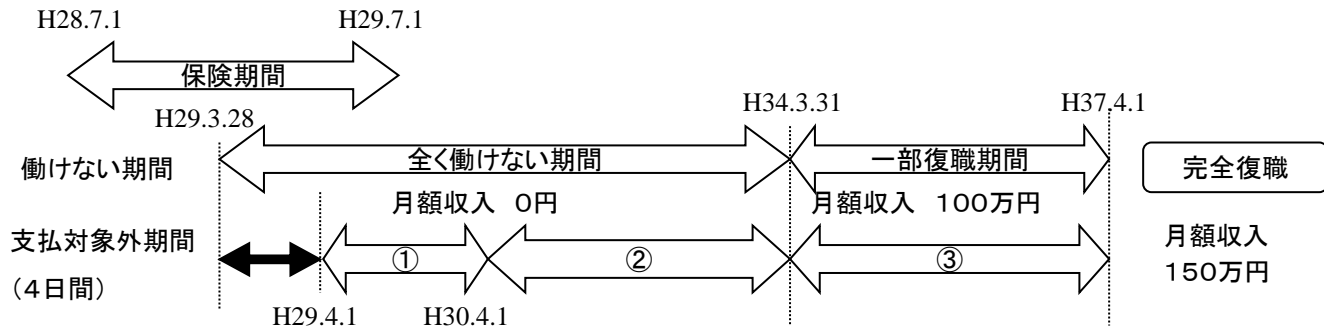
- ・病気やケガで長期にわたる療養が必要となった場合に、最長70歳までの間、所得補償を行う保険制度です。
- ・所得補償保険と合わせてご加入いただくことにより、長期にわたる所得補償を実現することができます。
- * 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし(P14)」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



保険金のお支払い方法

ご加入例 事故前の所得水準 月額150万円

- ・所得補償保険 月額保険金額 100万円 支払対象外期間 4日間 対象期間 1年間
- ・団体長期障害所得補償保険 月額保険金額 50万円 支払対象外期間369日間 最長70歳まで



- ①の期間に対しては、所得補償保険より保険金をお支払いします。 $100万円 \times 12か月 = 1,200万円$
- ②の期間に対しては、団体長期障害所得補償保険より保険金をお支払いします。 $50万円 \times 12か月 \times 4年 = 2,400万円$
- ③の期間に対しても、団体長期障害所得補償保険より保険金をお支払いします。
 $50万円 \times \frac{(150万円 - 100万円)}{150万円} \times 12か月 \times 3年 = \text{約}600万円$

合計お支払金額 約 4,200万円 + インフレスライド分

インフレスライドとは、総務省統計局発表の消費者物価指数をもとに協定書に定める方法により算出した額を上乗せして支払う方法のことで、ただし、保険金支払いの前年度に比して物価が下落している場合は、物価上昇率0%として計算し、保険金支払の前年度に比して5%を超える上昇率である場合には、これを5%として計算します。

長期障害所得補償保険の用語のご説明

- 就業障害・・・（支払対象外期間中の就業障害の定義）身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。
 （対象期間中の就業障害の定義）身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。
 なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 支払対象外期間・・・就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
- 平均月間所得額・・・就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。
- 所得喪失率・・・（就業障害発生前の所得額 - 回復所得額） ÷ 就業障害発生前の所得額
- 回復所得額・・・支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。

精神障害拡張補償特約(所得補償保険にセット)

所得補償保険は、病気やケガで入院・医師の指示による自宅療養など就業不能になった場合の収入を補償する保険で、精神障害による就業不能は支払対象外となっていました。平成18年7月1日より「精神障害拡張補償特約」がセットされていますので、精神障害による就業不能となった場合も補償の対象となります。

■お支払いの対象となる精神障害

気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、**アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害等**

■特約がセットされてもお支払いの対象とならない精神障害

アルコール依存、薬物依存等によるもの

注) 平成18年7月1日以前の発病についてはお支払い対象外です。

精神障害補償特約(団体長期障害所得補償保険にセット)

団体長期障害所得補償保険は、病気やケガで入院・医師の指示による自宅療養など就業障害になった場合の収入を補償する保険で、精神障害による就業障害は支払対象外となっていました。平成18年7月1日より「精神障害補償特約」がセットされていますので、精神障害による就業障害となった場合も補償の対象となります。

※ただし、2年が限度となります。

■お支払いの対象となる精神障害

気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等

■特約がセットされてもお支払いの対象とならない精神障害

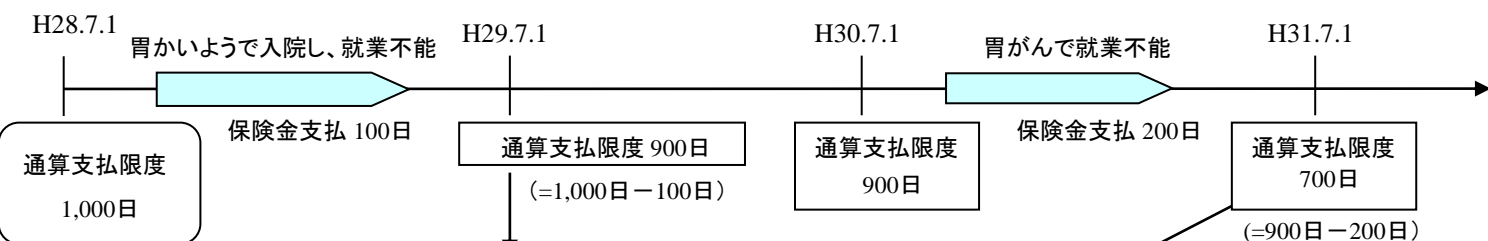
アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等によるもの

注) 平成18年7月1日以前の発病についてはお支払い対象外です。

通算支払限度期間に関する特約(所得補償保険にセット)

1. 所得補償保険において、がん・心筋こうそく等の大きな病気等をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金をお支払いするまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず、継続加入が可能となります。また、**通算1,000日は、平成16年度契約から継続後のご契約を通算してカウントします。**1,000日支払いの後は、ご契約は継続できません。
2. 1回の就業不能に対する対象期間は、従来どおり最長1年または2年です。
つまり、対象期間1年のご契約で、**がんで連続して500日就業不能になった場合でも365日のお支払いが限度になります。**(1入院で1,000日お支払いできるわけではありません。)
3. 同一原因で再び就業不能となった場合
支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。

具体例



特定疾病補償対象外でのお引受け・更新契約のお断りはしません。

ご加入方法等について

保険期間

保険期間は平成28年7月1日午後4時から平成29年7月1日午後4時までです。

なお、毎月1日付けで中途加入ができます。

ご加入の対象となる方

・この保険は公益社団法人日本歯科医師会を契約者とする団体契約です。

(山口県歯科医師会が窓口になります。)

・ご加入対象者は日本歯科医師会会員の方です。(会員の家族で有職の方、従業員およびその家族で有職の方も被保険者としてご加入になれます。)

<新規ご加入時の注意>

・平成28年7月1日現在満69歳以下の有職者の方にかぎります。また、所得補償保険の2年補償タイプは、満63歳以下の方にかぎります。ただし、「健康状態に関する告知書」の告知内容によっては、ご加入いただけない場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。

<継続ご加入時の注意>

・所得補償保険は、平成28年7月1日現在満89歳以下(満70歳以上は歯科医師のみ)、団体長期障害所得補償保険は、満69歳以下の有職者の方にかぎります。

・現在特定疾病補償対象外の特別な条件付きで継続の方につきましては、特別な条件付きのまま継続させていただきます。

ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険 始期から特定疾病等対象外特約を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、特定疾病等対象外特約を削除できないこともあります。

お申し込み手続き

・**既加入者で現状のまま継続の場合、手続き不要です。(自動継続)**

・新規に加入される場合および現在の契約内容を変更する場合は、下記の手続きが必要です。

①現在、所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の両方にご加入の場合

→増額の場合は、「新規・増減額加入依頼書」と「被保険者健康告知書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

→減額の場合は、「新規・増減額加入依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

②現在、所得補償保険のみご加入の場合

→団体長期障害所得補償保険にご加入される場合は、「新規・増減額加入依頼書」と「被保険者健康告知書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

→増額の場合は、「新規・増減額加入依頼書」と「被保険者健康告知書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

→減額の場合は、「新規・増減額加入依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

③現在、所得補償保険に未加入の場合

→所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の両方にご加入される場合は、「新規・増減額加入依頼書」と「被保険者健康告知書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。

自動継続について

ご加入者から特にお申し出のないかぎり、また損保ジャパン日本興亜や取扱代理店から特にご連絡のないかぎりご契約は前年と同等条件の補償内容にて継続されます。ただし、保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、ご加入条件の変更をお願いすることがございます。

ご加入の際注意いただくこと

ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

(1)被保険者の満年齢、性別、職業、職種名など

(2)他の保険契約等がある場合はご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(3)ご加入の際は、被保険者から現在の健康状態と過去の傷病歴をお知らせいただきます。

「被保険者健康告知書」にご回答のうえ、保険の対象となる方ご本人(同居の親族を被保険者とする場合は、団体に所属している方でも可)が署名・捺印してください。

保険料払込

平成28年9月よりご登録いただいております口座から引き落としさせていただきます。

(12回払)

締切日

平成28年6月24日(金)までにお申し込みください。

(本締切日を過ぎた場合、8月1日以降毎月1日の保険開始となります。)

本保険の税法上の取扱いについて

(平成28年4月現在)

下記一覧表をご参考にしてください。

☆実際の税務処理では、税理士にご相談ください。

保険加入者 【保険料負担者】	被保険者	保険金受取人			保 険 料	
		基本契約	傷害特約		保険契約者の税務処理	被保険者に対する課税関係
			後遺障害	死亡		
医療法人	役員	役員	役員	法人 役員の相続人	役員報酬として損金算入可 ※ただし、税法上過大な報酬にあたる 場合は過大な部分の損金算入不可	保険料が役員の報酬(給与)・ 賞与として所得税の対象。
	従業員 (一部従業員のみ)	従業員	従業員	法人 従業員の相続人	損金算入可	一部従業員のみの場合、 所得税の対象。
	役員・従業員 (全員加入)	役員 従業員	役員 従業員	法人 役員・従業員の 相続人	福利厚生費として損金算入可	所得税の対象となりません。
個人開業医	本人	本人	本人	相続人	必要経費に算入不可 (家事関連費であり「業務について 生じた費用」には該当しません。)	介護医療保険料控除の対象となります。
	従業員 (全員加入)	従業員	従業員	法人 従業員の相続人	必要経費(福利厚生費)に算入可	所得税の対象となりません。

補償額と保険料

所得補償保険

○ 1口あたりの保険金額

- 1型 所得補償保険(1口あたり月額20万円)のみ補償
- 2型 所得補償保険(1口あたり月額20万円)の補償
+ 傷害死亡・後遺障害(1口あたり1,000万円)の補償
- 3型 所得補償保険(1口あたり月額20万円)の補償
+ 傷害死亡・後遺障害(1口あたり2,000万円)の補償

○ 補償額について

1口あたり所得補償月額20万円です。保険金額(加入口数)の決め方を参考に加入口数をお決めください。

○ 加入タイプ別・年齢別の加入限度

- 1型(A1・B1・F1・G1/A11・B11・F11・G11) 15口まで
 - 2型(A2・B2・F2・G2/A22・B22・F22・G22) 10口まで
 - 3型(A3・B3・F3・G3/A33・B33・F33・G33) 5口まで
- * 1・2・3型合わせて所得補償月額300万円、傷害死亡・後遺障害保険金額1億円が最高加入限度です。

団体長期障害所得補償保険

○ 1口あたりの保険金額

所得補償月額10万円です。

○ 加入限度額

最高10口(所得補償月額100万円)まで。

○ 加入タイプ別の支払対象外期間

- A型 90日(所得補償保険に未加入の場合)
- B型 369日(1年補償の所得補償保険にご加入の場合)
- C型 734日(2年補償の所得補償保険にご加入の場合)

*** 所得補償保険の対象期間にあわせて支払対象外期間を設定することにより、70歳まで継続して所得補償が受けられます。**
ただし、保険始期時点での年齢が65－69歳の被保険者は一律3年とします。
また、精神障害補償特約に係る対象期間は2年とします。

所得補償保険 保険料

1口あたりの保険料（月払）【支払対象外期間4日】

（1口加入の場合、月額20万円補償となります。）

歯科医師・一般事務職用

<所得補償の職種級別>

- 1級 歯科医師・一般事務
- 2級 歯科技工士・歯科衛生士

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年／対象期間2年／職種級別1級／団体割引30%）

<2年補償コース>

加入タイプ		F1型	F2型（傷害特約1,000万円）	F3型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満15～19歳	1,200円	2,150円	3,099円
	満20～24歳	1,880円	2,830円	3,779円
	満25～29歳	2,180円	3,130円	4,079円
	満30～34歳	2,720円	3,670円	4,619円
	満35～39歳	3,500円	4,450円	5,399円
	満40～44歳	4,460円	5,410円	6,359円
	満45～49歳	5,400円	6,350円	7,299円
	満50～54歳	6,240円	7,190円	8,139円
	満55～59歳	6,620円	7,570円	8,519円
満60～63歳	6,900円	7,850円	8,799円	

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間1年 職種級別1級 団体割引30%）

<1年補償コース>

加入タイプ		A1型	A2型（傷害特約1,000万円）	A3型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満15～19歳	1,100円	2,050円	2,999円
	満20～24歳	1,600円	2,550円	3,499円
	満25～29歳	1,800円	2,750円	3,699円
	満30～34歳	2,220円	3,170円	4,119円
	満35～39歳	2,720円	3,670円	4,619円
	満40～44歳	3,400円	4,350円	5,299円
	満45～49歳	3,980円	4,930円	5,879円
	満50～54歳	4,560円	5,510円	6,459円
	満55～59歳	4,820円	5,770円	6,719円
	満60～69歳	4,940円	5,890円	6,839円
	満70～74歳	7,540円	8,490円	9,439円
	満75～79歳	10,260円	11,210円	12,159円
満80～89歳	15,620円	16,570円	17,519円	

歯科技工士・歯科衛生士用

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間2年 職種級別2級 団体割引30%）

<2年補償コース>

加入タイプ		G1型	G2型（傷害特約1,000万円）	G3型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満20～24歳	2,140円	3,090円	4,039円
	満25～29歳	2,520円	3,470円	4,419円
	満30～34歳	3,120円	4,070円	5,019円
	満35～39歳	4,020円	4,970円	5,919円
	満40～44歳	5,140円	6,090円	7,039円
	満45～49歳	6,200円	7,150円	8,099円
	満50～54歳	7,160円	8,110円	9,059円
	満55～59歳	7,600円	8,550円	9,499円
	満60～63歳	7,940円	8,890円	9,839円

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間1年 職種級別2級 団体割引30%）

<1年補償コース>

加入タイプ		B1型	B2型（傷害特約1,000万円）	B3型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満20～24歳	1,840円	2,790円	3,739円
	満25～29歳	2,060円	3,010円	3,959円
	満30～34歳	2,560円	3,510円	4,459円
	満35～39歳	3,120円	4,070円	5,019円
	満40～44歳	3,900円	4,850円	5,799円
	満45～49歳	4,580円	5,530円	6,479円
	満50～54歳	5,240円	6,190円	7,139円
	満55～59歳	5,540円	6,490円	7,439円
	満60～69歳	5,680円	6,630円	7,579円

- ・保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。（平成28年4月現在）

所得補償保険 保険料

1口あたりの保険料（月払）【支払対象外期間4日】

入院による就業不能時追加補償特約セット（入院時支払対象外期間0日）

（1口加入の場合、月額20万円補償となります。）

歯科医師・一般事務職用

所得補償の職種級別

- 1級 歯科医師・一般事務
- 2級 歯科技工士・歯科衛生士

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間2年 職種級別1級 団体割引30%）

<2年補償コース>

加入タイプ		F11型	F22型（傷害特約1,000万円）	F33型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満15～19歳	1,500円	2,450円	3,399円
	満20～24歳	2,360円	3,310円	4,259円
	満25～29歳	2,680円	3,630円	4,579円
	満30～34歳	3,200円	4,150円	5,099円
	満35～39歳	3,940円	4,890円	5,839円
	満40～44歳	4,900円	5,850円	6,799円
	満45～49歳	6,040円	6,990円	7,939円
	満50～54歳	7,040円	7,990円	8,939円
	満55～59歳	7,540円	8,490円	9,439円
満60～63歳	7,920円	8,870円	9,819円	

<1年補償コース>

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間1年 職種級別1級 団体割引30%）

加入タイプ		A11型	A22型（傷害特約1,000万円）	A33型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満15～19歳	1,360円	2,310円	3,259円
	満20～24歳	2,000円	2,950円	3,899円
	満25～29歳	2,220円	3,170円	4,119円
	満30～34歳	2,600円	3,550円	4,499円
	満35～39歳	3,120円	4,070円	5,019円
	満40～44歳	3,760円	4,710円	5,659円
	満45～49歳	4,460円	5,410円	6,359円
	満50～54歳	5,160円	6,110円	7,059円
	満55～59歳	5,480円	6,430円	7,379円
	満60～69歳	5,660円	6,610円	7,559円
	満70～74歳	8,680円	9,630円	10,579円
満75～79歳	11,780円	12,730円	13,679円	
満80～89歳	17,940円	18,890円	19,839円	

歯科技工士・歯科衛生士用

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間2年 職種級別2級 団体割引30%）

<2年補償コース>

加入タイプ		G11型	G22型（傷害特約1,000万円）	G33型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満20～24歳	2,720円	3,670円	4,619円
	満25～29歳	3,080円	4,030円	4,979円
	満30～34歳	3,680円	4,630円	5,579円
	満35～39歳	4,520円	5,470円	6,419円
	満40～44歳	5,640円	6,590円	7,539円
	満45～49歳	6,960円	7,910円	8,859円
	満50～54歳	8,100円	9,050円	9,999円
	満55～59歳	8,660円	9,610円	10,559円
満60～63歳	9,120円	10,070円	11,019円	

<1年補償コース>

（天災危険補償特約、精神障害拡張補償特約セット）

（保険期間1年 対象期間1年 職種級別2級 団体割引30%）

加入タイプ		B11型	B22型（傷害特約1,000万円）	B33型（傷害特約2,000万円）
月 払 保 険 料	満20～24歳	2,300円	3,250円	4,199円
	満25～29歳	2,560円	3,510円	4,459円
	満30～34歳	2,980円	3,930円	4,879円
	満35～39歳	3,580円	4,530円	5,479円
	満40～44歳	4,320円	5,270円	6,219円
	満45～49歳	5,140円	6,090円	7,039円
	満50～54歳	5,940円	6,890円	7,839円
	満55～59歳	6,300円	7,250円	8,199円
満60～69歳	6,520円	7,470円	8,419円	

- ・保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。（平成28年4月現在）

団体長期障害所得補償保険 保険料

1口あたりの保険料（月払）

（1口加入の場合、月額10万円補償となります。）

歯科医師・一般事務職用

（天災危険補償特約、精神障害補償特約セット）

<男 性>

（保険期間1年 対象期間70歳まで 団体割引30%）

満 年 齢	支 払 対 象 外 期 間		
	90日（A型）	369日（B型）	734日（C型）
25～29歳	1,471円	1,223円	1,169円
30～34歳	1,586円	1,333円	1,256円
35～39歳	2,031円	1,650円	1,549円
40～44歳	3,039円	2,492円	2,323円
45～49歳	4,610円	3,764円	3,506円
50～54歳	6,711円	5,784円	5,317円
55～59歳	9,443円	7,861円	7,032円
60～64歳	11,598円	8,586円	7,074円
65～69歳	8,994円	7,127円	6,863円

（天災危険補償特約、精神障害補償特約セット）

<女 性>

（保険期間1年 対象期間70歳まで 団体割引30%）

満 年 齢	支 払 対 象 外 期 間		
	90日（A型）	369日（B型）	734日（C型）
25～29歳	1,245円	1,087円	1,041円
30～34歳	1,652円	1,432円	1,364円
35～39歳	2,517円	2,118円	2,026円
40～44歳	4,094円	3,441円	3,274円
45～49歳	6,123円	5,105円	4,797円
50～54歳	8,262円	7,236円	6,720円
55～59歳	10,282円	8,662円	7,782円
60～64歳	10,943円	8,150円	6,744円
65～69歳	7,635円	6,073円	5,905円

- ・年齢区分65～69歳は、対象期間3年となります。
- ・保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在（中途加入の場合は中途加入日時点）の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（平成28年4月現在）
- * 歯科技工士・歯科衛生士の方の保険料につきましては、別途お問い合わせください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際には、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：所得補償保険は、所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 団体長期障害所得補償保険は、団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人 日本歯科医師会 ■募集期間：平成28年6月1日から平成28年6月24日まで *中途加入は随時受付しています。
- 保険期間：平成28年7月1日午後4時から1年間となります。
 毎月月末までお申込みいただいた場合、翌月1日が保険の加入日となります。本年度途中でご加入された方も、平成29年7月1日で保険期間が終了します。翌年度以降は1年間ごとの保険契約となります。また、更改時、変更・脱退など特段のお申し出がない場合、保険金額・補償内容等前年と同等条件にて自動更改とさせていただきます(ただし、年齢区分の変更等により保険料が変更となることがあります。)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
- 加入対象者：日本歯科医師会の会員
- 被保険者：日本歯科医師会の会員、会員の家族で有職の方、従業員およびそのご家族で有職の方も被保険者としてご加入いただけます。
 所得補償保険：新規加入の場合、満15歳以上満69歳以下で有職者の方、継続加入の場合は満89歳以下の方(歯科医師にかぎります)が対象になります。対象期間2年コースは、新規・継続とも満63歳までの方が対象になります。
 団体長期障害所得補償保険：満25歳以上満69歳以下の有職者の方が対象になります。 *いずれも加入した方のみが保険の対象になります。
- お支払方法：平成28年9月より登録いただいている口座から保険料を引き落とします。(全12回)
 *中途加入の場合は、加入日の翌々月より登録いただいている口座から毎月引き落とします。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の山口県歯科医師会窓口までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただけます。 ※2 告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は山口県歯科医師会窓口までお問い合わせください。

- 中途加入：保険期間の中途のご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から平成29年7月1日午後4時までとなります。
 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月よりご登録口座から毎月控除します。
- 中途脱退：これらの保険から脱退(解約)される場合は、山口県歯科医師会窓口までご連絡ください。
- 団体割引は本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：これらの保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。(注)保険期間の途中で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)(*) 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額(月額)}^{(*)1} \times \text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)}^{(*)2} \text{の月数}^{(*)3}$ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{保険金をお支払いする期間(就業不能期間)}^{(*)2} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ </div> (※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 (※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年または2年)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 (※3)保険金をお支払いする期間(就業不能期間)が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間(就業不能期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 (注1)対象期間(1年または2年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注2)原因または時が異なっても発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (次ページに続きます。)	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療の目的として医師が用いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) など ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 (注)精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。) (次ページに続きます。)

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>所得補償保険(基本補償)(*)</p> <p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業不能になった場合</p>	<p>(前ページから続きます。)</p> <p>(注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。</p> <p>(注5) 保険金のお支払いは、初年度加入(または通算支払限度期間に関する特約をセット後)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。平成16年度(ご加入が平成17年度以降の場合、ご加入年度)のご契約から継続後のご契約を通算してお支払い日数をカウントします。</p> <p>(注6) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。</p> <p>(注7) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から4日までとなります。</p> <p>(注8) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。</p>	<p>(前ページから続きます。)</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

(*) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金がお支払されない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

● 特定疾病等対象外特約について

・告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外特約」により、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

・「特定疾病等対象外特約」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

・ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病(群)が複数の場合
- 告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合
- 補償対象外となっているZ群の特定疾病が「むちうち症」、「異常妊娠・分娩」、または「疾病・症状・障害一覧表」の< I 欄 >に該当する疾病である場合

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

ご加入いただく基本補償の保険金額の設定については、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な保険金額をお決めください。

また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。

用語	用語の定義
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。(※) 骨髄採取手術を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

【団体長期障害所得補償保険】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。	次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧精神病性障害、アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害 ⑨妊娠、出産、早産または流産 ⑩発熱等の他覚的症状のない感染 など
	$\text{お支払いする保険金の額(月額)} = \text{保険金額} \times \text{所得喪失率}^{(※1)}$ <p>(※1) 所得喪失率 $= (\text{就業障害発生前の所得額} - \text{回復所得額}) \div \text{就業障害発生前の所得額}$ </p> <p>(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(100万円)を限度とします。 (注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を算出します。 (注3) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。</p> $\text{保険金をお支払いする期間}^{(※)} = \text{就業障害である期間} - \text{支払対象外期間}$ <p>(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。 対象期間が70歳満了のご契約であっても、ご加入時に満70歳以上の場合は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。 (注4) 対象期間(70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (注5) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 (注6) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注7) 支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注) 支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。</p> <p>(次ページに続きます。)</p>	
		(注) 精神障害補償特約がセットされた場合、気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(アルツハイマー病の認知症、血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。 (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関与して行う暴力的行為をいいます。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合</p>	<p>(前ページから続きます。)</p> <p>(注8)前記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率をもとに損保ジャパン日本興亜所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。</p> <p>(注)物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。 ・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。 <p>(注9)精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度とします。</p>	<p>(前ページと同じです。)</p>

(注) 団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(※) 他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただくこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

●保険金額の設定について
 保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。また、他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(※)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

●特定疾病等対象外について
 告知書で告知していただいた内容により、お引き受けできない場合や、特別な条件付きでお引き受けする場合があります。特別な条件付きでお引き受けする場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付きでお引き受けします。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

- * 「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。
- * ご継続時に補償対象外とする疾病(群)が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除することができます。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病(群)によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の中途での削除はできません。

(削除できない場合の例)

- 補償対象外とする疾病(群)が複数の場合
- 告知書「疾病・症状・障害一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合
- 補償対象外となっているZ群の特定疾病が「むちうち症」、「異常妊娠・分娩」、または「疾病・症状・障害一覧表」の<I欄>に該当する疾病である場合

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といえます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ① 傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ② 疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。

就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払う期間は、この期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

(所得補償保険の場合)

- ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態
- ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパン日本興亜または取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
- (※)保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など
- ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。
 - ① 特別な条件を付けずにお引き受けします。
 - ② 特別な条件付きでお引き受けします(「特定の疾病(群)について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でお引き受けします。)
 - ③ 今回はお引き受けできません。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害の状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでお引き受けする場合は、補償を拡大した部分だけでなく、既にご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのお引き受けとなります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続が必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合 など
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

< 重大事由による解除等 >

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。

(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でお引受けする場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病(群)については全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(注1) 就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払い対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入のお引受けをお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入のお引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日から既に過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

●損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 山口県歯科医師協同組合

〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目4番1号 山口県歯科医師会館内
TEL 0120-82-8026 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受保険会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 山口支店 法人支社(山口オフィス)

〒753-0076 山口市泉都町7-11
TEL 083-924-3005 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

<一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター>

[ナビダイヤル]0570-022808<通話料有料>IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、山口県歯科医師協同組合または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

<事故サポートセンター> 0120-727-110 受付時間: 24時間365日

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは所得補償保険および団体長期障害所得補償保険の概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

(SJNK16-02319, 2016/5/23)

(所得補償・団体長期障害所得補償)(新規・増減額)加入依頼書

(いずれかを○で囲んでください)

平成 年 月 日

山口県歯科医師会 殿

案内書記載の加入資格(加入条件)に適合していることを確約し、本保険への加入を依頼します。

申込人(加入者)および被保険者は、募集文書または損保ジャパン日本興亜公式サイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

(申込人)

住 所	〒
氏 名	印

(被保険者)

住 所	〒				
氏 名				補償コース	型 □
生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)				型 □
職 業		性 別	男 ・ 女		型 □

＜新規加入、保険金額増額、特約セットをご希望時の注意点＞

新規加入、保険金額増額、特約セットに際しては、本加入依頼書および別添の「被保険者健康告知書」のご提出が必要になります。

ご不明な点は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

●取扱代理店 **山口県歯科医師協同組合**

〒753-0814 山口市吉敷下東1丁目4番1号 山口県歯科医師会館内
 TEL 0120-82-8026 (受付時間:平日の午前9時から午後5時30分まで)

●引受保険会社 **損害保険ジャパン日本興亜株式会社 山口支店 法人支社(山口オフィス)**

〒753-0076 山口市泉都町7-11
 TEL 083-924-3005 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)